

恵庭市交際費事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、交際費の経理事務及び現金保管の適正を図るため、その事務処理の手続等を定めるものとする。

(交際費の執行区分)

第2条 交際費は、市の行政執行のため必要な外部との交際に要する経費であって、その執行範囲は、次表のとおりとする。

支出の範囲	支出の種類	執行者の範囲	執行基準
懇談に関する経費	会食代 タクシー代	市長、副市長 その他市長が 必要と認める	各種懇談会等に係る会費及び参加費の実費を支出するほか、市政運営の円滑な執行上市長が必要と認めるとき。
贈呈等に関する経費	贈呈品代 土産代 記念品代	者	市政運営の円滑な執行上市長が必要と認めるとき。
賛助等に関する経費	賛助金 会費		別記に定めるところによる。
慶弔・見舞等に関する経費	贈供花代 弔慰金 香料 祝儀 見舞 餞別		別表第1から別表第4に定めるところによる。

(支出の方法)

第3条 交際費の支出については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第165条の2の規定による口座振替の方法により行うことを原則とする。

2 前項の場合によることが困難であると市長が認めるときは、施行令第161条第1項第17号の規定による恵庭市会計規則(平成9年規則第11号。以下「規則」という。)第51条の規定により、資金前渡の方法により支出することができる。

3 前項の規定により資金前渡を受ける職員は、秘書課長その他市長が必要と認める者とする。

- 4 資金前渡を受ける職員は、規則の規定に基づき、当該支出に係る事務を適正に執行しなければならない。

(予算執行上の留意事項)

第4条 交際費予算の執行に当たっては必要最小限とし、関係法令及びこの要綱に従って厳正に行うものとする。

- 2 執行内容については、人数の制限等によって経費の節減を図り、社会通念上の常識及び節度を逸脱することのないよう留意するものとする。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年3月27日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年5月27日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年5月17日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

別記

賛助金関係支出基準

- 第1 北海道市長会による「義務外支出に係る申し合せ」（平成6年10月18日確認）を遵守し、市の運営に直接関わりのない団体・個人への賛助・寄附は一切行わない。
- 第2 市として同一事件に対する重複した賛助・寄附は原則として行わない。
- 第3 経常的な運営に係る経費等の賛助・寄附は原則として行わない。
- 第4 同一団体・個人への寄附は、原則として年度内1回とする。
- 第5 1回の支出に係る金額は、3万円を限度とする。

<参考>

義務外支出に係る申し合わせ

（平成6年10月18日 北海道市長会確認）

近時、地方自治体の運営に直接関わりのない団体、個人等からの賛助金、寄付金等の要請が見られることは、誠に遺憾とするところである。

よって、地方自治の一層の発展と都市財政の健全な運営を図るため、これら諸団体、個人等からの賛助金、寄付金等名称の如何を問わず、今後支出要請があった場合は一切応じないことを、道内32市の一致した意見として、ここに表明するものである。

平成6年10月18日

北海道市長会

別表第1(第2条関係)
弔意関係支出基準

対象者	金額		市内	市外	弔電	枕花	弔辞
	弔慰金	香典	弔旗	供花			
〈表彰者関係〉							
市功労者	3万円		○	○	○	○	○
市貢献者及び市善行者		1万円	○	○	○		
市民荣誉賞受賞者		1万円	○	○	○	○	
文化及びスポーツ功労者		1万円	○	○	○		
上記配偶者並びに1親等血族及び姻族		1万円	○	○	○		
〈議員及び委員関係〉							
国会議員(地元)		3万円	○	○	○	○	
道議会議員(地元)		3万円	○	○	○	○	○
市議会議員		3万円	○	○	○	○	○
市の執行機関の委員		1万円	○	○	○	○	○
上記元職者		1万円	○	○	○	○	(○)
上記配偶者並びに1親等血族及び姻族		1万円	○	○	○		
〈各種団体関係〉							
国及び北海道の要職者		1万円	○	○	○		
公職者台帳登載者のうち市に貢献のあった者		1万円	○	○	○		
団体等の現役員		1万円	○	○	○		
現職の人権擁護委員、保護司及び民生児童委員		1万円	○	○	○		
現職の町内会長		1万円	○	○	○		
上記配偶者並びに1親等血族及び姻族		1万円	○	○	○		
〈上記のほか、市長が特に必要と認めるもの〉		5,000円～ 3万円	○	○	○	○	○

備考

- 1 市の執行機関の委員とは、教育委員、農業委員、監査委員、選挙管理委員、公平委員及び固定資産評価審査委員の現職の者をいう。
- 2 元道議会議員及び元市議会議員については弔辞を含む。
- 3 国及び北海道の要職者にあつては、管理職以上で元職者も含む。
- 4 公職者台帳登載者のうち市に貢献のあった者にあつては、消防団員を含む。
- 5 団体等とは、恵庭市功労者等表彰条例施行規則(平成11年規則第9号)別表第1に定める対象となる公職等の欄に規定する団体をいう。

別表第2(第2条関係)

祝儀関係支出基準

	行事内容	祝儀	祝花	祝酒(ビール等)
①	姉妹都市町制施行○周年	5万円	○	
	市(町)制施行○周年	管内 3万円		
	開基○○年記念式祝賀会	管外 1万円		
②	自衛隊駐屯地創隊記念	1万円～5万円		
③	創立○○周年記念式典及び祝賀会	1万円～3万円		
④	竣工式及び落成式の祝賀会	1万円～3万円		
⑤	地鎮祭及び起工式			○
⑥	受賞祝賀会			会費制でない場合○
⑦	発表会、報告会及び○○発足祝賀会			会費制でない場合○
⑧	懇談会及び懇親会			会費制でない場合○
⑨	その他市長が必要と認める行事	1万円～3万円	○	○

備考

- 1 祝電が必要と思われる場合は、その都度市長の判断で対応できるものとする。
- 2 会費制の行事については、祝儀等を出さないこととする。
- 3 ⑨のその他に該当する行事については、祝儀、祝花及び祝酒のうち、1つとする。

別表第3(第2条関係)

見舞関係支出基準

対象者	金額	備考
公職者等	1万円～3万円	市との関わりにより必要最小限とする。

備考 公職者等とは、別表第1に該当する者であって、市長が必要と認める者とする。

別表第4(第2条関係)

餞別関係支出基準

区分	金額	備考
関係者の異動	5,000円～1万円又は品物	市との関わりにより必要最小限とする。
長期海外研修	1万円～3万円	市との関わりにより必要最小限とする。
全国大会出場	1万円～5万円	個人及び団体の規模による相当額 (市の援助制度がある場合を除く。)
その他	5,000円～3万円	市長が必要と認める場合